

安来市下水道排水設備指定工事店の指定を申請される方へ

1. 指定の要件

(1) 責任技術者（日本下水道協会島根県支部へ登録している者）1名以上を雇用していること（指定を受ける者自らが責任技術者である場合を含む）

(2) 工事の施工に必要な設備及び機材を有していること

(3) 島根県または鳥取県内に営業所があること

(4) 次のいずれにも該当しないこと

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 日本下水道協会島根県支部の責任技術者としての登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過していない場合

ウ 指定工事店の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していない場合

エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合

オ 法人であって、その役員のうちに上記「ア」から「エ」までのいずれかに該当する者がいる場合

※上記「ウ」に該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、「ウ」に掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできません。

2. 申請時の提出書類（様式は安来市ホームページよりダウンロードしてください）

(1) 下水道排水設備指定工事店指定申請書（様式第1号）

(2) a個人の場合

- ・住民票記載事項証明書
- ・事業経歴書
- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことを証する書類（身分証明書）

b法人の場合

- ・登記事項証明書
- ・定款の写し
- ・代表者の上記「a」の書類

(3) 営業所の平面図及び付近見取図（様式第2号）

外部及び内部の状態がわかる写真数枚を添付してください。

(4) 責任技術者名簿（様式第3号）

※責任技術者とは、島根県下水道協会が実施する下水道排水設備工事責任技術者資格認定試験に合格してその資格を認定され、協会に登録した者をいいます。

- ・責任技術者を雇用していることを証明する書類（在籍証明書等）
- ・責任技術者の下水道排水設備工事責任技術者証の写し

※この技術者証の所属業者と指定を受けようとする営業所の商号が一致していること。

(5) 機械器具調書（様式第4号）

調書に記載した機械器具すべての写真を添付してください。

3. 指定手数料

指定手続きの完了後に、納付書を送付しますので納入してください。

手数料の額は、新規 10,000 円、継続 5,000 円です。

【提出・お問い合わせ先】

安来市上下水道部 下水道課

電話 0854-23-3370

安来市下水道排水設備指定工事店の申請に際し
提出を要する書類の一覧表及びチェックリスト

この表は、申請書提出において、不備の多い箇所を中心に注意する内容をまとめたものです。
申請書作成時のチェックに利用してください。

提出書類		チェック欄	注意事項など
下水道排水設備指定工事店指定申請書(様式第1号)			
住民票記載事項証明書	法人の場合は 代表者のもの		
事業経歴書			
破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことを証する書類			
登記事項証明書	法人のみ		以下の書類が必要 1.本籍地のある市区町村が発行する「身分証明書」
定款の写し			
営業所の平面図及び付近見取図(様式第2号)			付近見取図は住宅地図の写しなどでも可
営業所外部及び内部の写真			看板、資材置場、事務所内部など(カラーコピー可)
責任技術者名簿(様式第3号)			島根県下水道協会に登録された者に限る
下水道排水設備工事責任技術者証の写し			有効期限、所属業者の欄に注意
責任技術者を雇用していることを証明する書類			(例) ・在籍証明書 ・就業証明書 ・就労証明書 ・雇用証明書 ・勤務証明書
機械器具調書(様式第4号)			
機械器具の写真			調書に記載の順番どおりに並べる(カラーコピー可)

※各様式については、最新のものをホームページに掲載していますので、ダウンロードして使用してください。